

# ○小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(平成24年 3月 1日)

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、小田原市指定給水装置工事事業者規程（平成10年小田原市水道局管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条各号に該当する行為及び水道法（昭和32年法律第177号）第25条の5第3項の違反（以下「違反行為」という。）に係る事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

**第2条** 給水課長（以下「課長」という。）は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者（以下「指定業者等」という。）が違反行為を行った疑いがあるときは、事実関係の調査を行う。

2 課長は、前項の調査に基づき、指定業者等が違反行為を行ったと認められるときは、当該指定業者等に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、必要に応じて、てん末書の提出を求めるものとする。

3 課長は、違反行為報告書（様式第1号）を作成し、前項の規定により提出されたてん末書を添えて水道局長に報告する。

4 水道局長は、違反行為の認定、予定される措置及び第6条の小田原市指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を付して水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告する。

(違反行為に対する措置)

**第3条** 管理者は、指定給水装置工事事業者に違反行為があったと認められるときは、別表に定める処分基準に従い、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 規程第7条の規定による指定の取消しの処分
- (2) 規程第8条の規定による指定の効力の停止の処分
- (3) 文書警告
- (4) 文書注意

2 管理者は、給水装置工事主任技術者に水道法第25条の5第3項に規定する給水装置工事主任技術者免状の返納命令に該当する違反があったと認められるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(聴聞又は弁明の機会の付与)

**第4条** 管理者は、違反行為の内容が前条第1項第1号又は第2号の処分に相当すると認めると

きは、当該処分の名あて人になるべき者について、意見陳述のための聴聞又は弁明の機会の付与に係る手続きを行うものとする。

(審査委員会の開催)

**第5条** 管理者は、第2条第4項の報告又は前条の聴聞及び弁明を受け、必要があると判断したときは、審査委員会に審査を求めるものとする。

(審査委員会の設置)

**第6条** 管理者は第3条の審査に関し公正の確保と透明性を図るため審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は水道局長の職にある者をもって充てる

4 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 水道局副局長

(2) 水道局営業課長

(3) 水道局給水課長

(4) 水道局工務課長

(5) 水道局水質管理課長

(6) 水道技術管理者

5 委員長は、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、水道局副局長がその職務を代理する。

7 委員長は、事情を聴取し、又は意見を聞くため、必要があると認めるときは、関係職員、指定給水装置工事事業者その他関係者の委員会への出席を求めることができる。

8 審査委員会は、管理者による審査の要求を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

9 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

10 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 委員会の庶務は、水道局給水課において処理する。

(処分等の通知)

**第7条** 管理者は、第3条第1項第1号又は第2号の処分を決定したときは、規程第9条の規定に基づき告示するとともに、処分決定通知書(様式第2号)により速やかに当該指定事業者へに通知する。

2 管理者は、第3条第1項第3号又は第4号の指導を決定したときは、行政指導通知書(様式3号)により、その旨を当該指定事業者へに通知する。

## 附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

別表（第3条関係）

違反項目	根拠条項	関係条項		違反行為の内容	処分等
		水道法	水道法施行規則		
指定要件違反	水道法第25条の11第1項第1号	第25条の3第1項第1号	第21条	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第2号	第20条	規程第4条第2号に規定する機械器具を有しなくなったとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号イ		成年被後見人若しくは被保佐人又は破産の宣告を受けたとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号ロ		水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	指定の取消し
		第25条の3第1項第3号ハ		指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものであることが判明したとき。	指定の取消し
				無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定停止6月 ただし、再犯（2年）や悪質と判断されるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。

				道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止 6 月
				施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止 3 月
		第 25 条の 3 第 1 項第 3 号ニ		施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 6 月
				研修の機会を確保しなかったとき。	文書注意
				文書注意に従わないとき。	文書警告
				文書警告に従わないとき。	指定停止 3 月
				その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止 6 月
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	水道法第 25 条の 11 第 1 項第 2 号	第 25 条の 4 第 1 項又は第 2 項	第 21 条第 1 項又は第 2 項	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定の取消し
				給水装置工事主任技術者が 2 以上の事業所選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 3 月
届出義務違反	水道法第 25 条の 11 第 1	第 25 条の 7	第 34 条	事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は偽造の届出をしたとき。	指定の取消し

	項第3号		第35条	休止届、廃止届及び再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定の取消し
事業の運営 基準違反	水道法第25条の11第1項第4号	第25条の8	第36条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	工事申込みの際に施行承認願に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。
			第36条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないように適切に作業が行うことができる技能を有するものを従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	指定停止1月
			第36条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月
			第36条第5号イ	水道法施行令第5条の規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止6月

			第36条 第5号ロ	給水管及び給水用具の 切断、加工、接合等に 適さない機械器具を使 用したとき。	指定停止3月
			第36条 第6号	指名した給水装置工事 主任技術者に、施行し た給水装置工事ごとに 工事記録を作成しなか ったとき又は当該記録 を作成の日から3年間 保存しなかったとき。	指定停止3月
工事施行に 関する義務 違反	水道法第 25条の 11第1 項第5号	第25条 の9		給水装置の検査の際、 管理者の求めに対し、 正当な理由なく給水装 置工事主任技術者を検 査に立ち合わせないと き。	指定停止3月
	水道法第 25条の 11第1 項第6号	第25条 の10		給水装置工事に関する 報告又は資料の提出の 求めに対し、正当な理 由なくこれに応じず、 又は虚偽の報告若しく は資料の提出をしたと き。	指定停止3月
	水道法第 25条の 11第1 項第7号			施行した給水装置工事 が水道施設の機能に障 害を与え、又は与える おそれ大きいとき。	指定停止6月
不正申請	水道法第 25条の 11第1 項第8号	第16条 の2第1 項第25 条の2	第18条 及び第1 9条	不正の手段により指定 給水装置工事事業者と して指定を受けたと き。	指定の取消し

様式第1号（第2条関係）

違反行為報告書

給水装置工事施行場所	小田原市	
指定給水装置 工事事業者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	指定番号 第 号 電話
	主任技術者	免許番号 氏名
給水装置工事申込者	住所	
	氏名〔法人の場合は名称及び代表者の氏名〕	
	電話番号	
工事の種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 無届工事	
違反行為施行期間	年 月 日から 年 月 日	
発見状況	発見年月日	年 月 日（ ） 時頃
	発見者	
違反行為の経過 ・理由		
現地調査（違反行為の 写真添付）	調査日	年 月 日 時 分～ 時 分
	担当職員	
	是正・指示内容	
	是正後の状況	
その他報告を要すると 認められる事項		
措置の内容	<input type="checkbox"/> 指定の取消し <input type="checkbox"/> 指定の停止 <input type="checkbox"/> 行政指導（警告・注意） <input type="checkbox"/> 主任技術者免状返納命令報告書を厚生労働省に提出	

備考1 指定業者等から提出されたてん末書を添付すること。

2 簡易報告書として使用する場合は、記入できる範囲で可とする。

様式第2号（第7条関係）

処 分 決 定 通 知 書	
番 号 年 月 日	
氏名又は名称 住所 代表者氏名 様	
小田原市水道事業管理者 小田原市長 印	
小田原市指定給水装置工事事業者の処分について、小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条・第8条の規定により、次のとおり決定したので、小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第7条第1項の規定により通知します。	
指定番号	
決定区分	1 小田原市指定給水装置工事事業者規程第7条の規定による指定の取消し 2 小田原市指定給水装置工事事業者規程第8条の規定による指定の効力の停止 年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
備 考	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に小田原市水道事業管理者に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号（第6条関係）

行政指導通知書

番 号  
年 月 日

氏名又は名称

住所

代表者氏名 様

小田原市水道事業管理者

小田原市長 印

小田原市指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱第6条第3項の規定により、次のとおり警告・注意します。

なお、今後はこのような違反行為のないよう水道法、小田原市給水条例その他関係法令を遵守の上、業務を行うよう万全を期してください。

指定番号	
指導内容及び理由	
備考	